

「意識改革!～社会と司法と消費者自身～」

—消費者中心の社会を実現するために—

取引の多様化、複雑化に伴い、事業者と消費者の情報力、交渉力の差は拡大しています。「騙されるほうが悪い」「知らないほうが悪い」という、誤った自己責任論は私たち消費者に無理を強い、深刻な被害を助長しています。

事業者、行政、司法、そして消費者自身が、それぞれ消費者の権利を自覚し、意識改革を進めなくてはなりません。

消費者庁設置、地方消費者行政活性化基金の設立など政府の取り組みも始まり、消費者をめぐる問題は激動の時を迎えています。消費者中心の社会を実現するために何が必要なのか、私たちはどのような姿勢で消費者問題に立ち向かえばよいのか、このプレシンポジウムで一緒に考えてみませんか？

日時

平成21年8月8日(土)

午後1時30分 開会

午後5時00分 閉会

場所

札幌市教育文化会館4階 講堂

(札幌市中央区北1条西13丁目)



申込み不要
参加費無料

プログラム

レポート

「消費者被害未然防止対策事業の報告」

(報告者：北海道消費者協会 塩越康晴氏)

講演

「裁判による法創造—消費者の救済のために」

(講師：北海学園大学法学部講師 内山敏和氏)

講演

「消費者の権利意識～相談事例に基づいて」

(講師：札幌市消費者センター相談員)

リレー
トーク

「消費者中心の社会を実現するために」

主催：札幌弁護士会 共催：日本弁護士連合会・北海道弁護士会連合会 後援：北海道・札幌市